

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業

落札者決定基準

令和6年9月
(令和7年4月修正版)

各 務 原 市

目 次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 事業者選定の概要.....	1
(1) 事業者選定方式.....	1
(2) 事業者の選定方法と選定の体制.....	1
3. 審査の手順.....	3
4. 入札参加資格審査.....	4
5. 入札書類審査.....	4
(1) 入札書類の確認.....	4
(2) 基礎項目審査.....	4
(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）.....	4
(4) 価格評価点の算定.....	5
(5) 優秀提案の選定.....	5
6. 落札者の決定.....	5

添付資料

別紙1 基礎項目審査の評価基準

別紙2 加点項目審査の評価基準

1. 本書の位置づけ

各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、PFI手法のBTO方式一括払い型により各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札に参加しようとする者に配付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加グループを選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加グループの行う提案等に具体的な指針を示すものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設を整備し、その後の維持管理及び運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。そこで、事業者の選定に当たっては、入札価格に加え、各務原市（以下「本市」という。）の要求するサービス水準との適合性並びに維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、入札参加資格審査及び入札書類審査により行う。

入札参加資格審査においては、本市が入札参加グループの参加資格について、入札説明書に示す参加資格要件を満たしているかを審査する。なお、入札参加資格審査の結果は、入札書類審査における評価には反映させない。

入札書類審査においては、基礎項目審査を本市が行う。加点項目審査は、本市が設置した学識経験者等で構成する「各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業PFI事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行った上で、性能評価点及び価格評価点を合わせた総合評価点が最も高い提案を優秀提案として選定し、本市に選定結果を報告する。

本市は審査委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

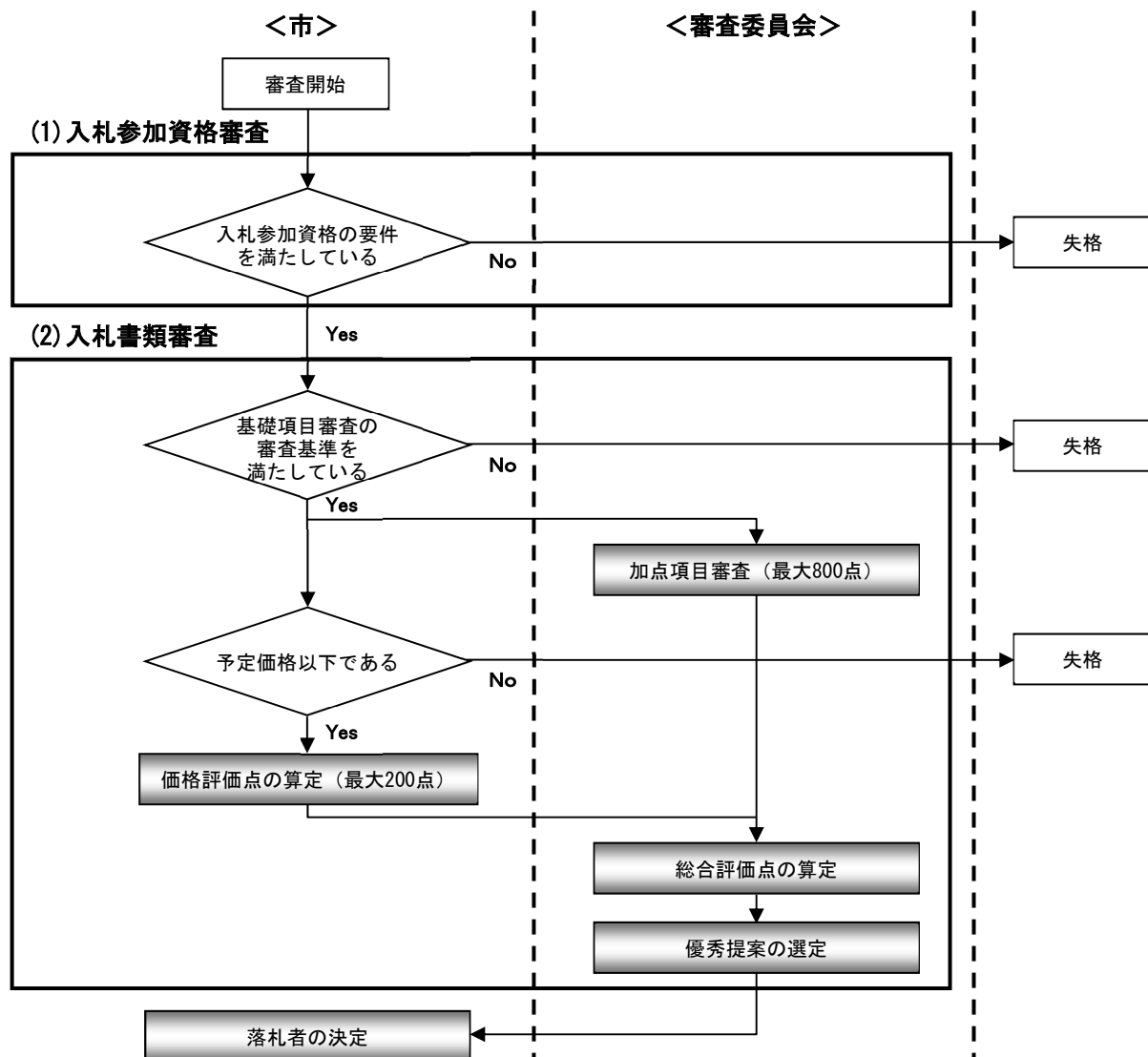
【審査委員会 委員】

(敬称略)

	氏名	所属等
委員長	篠田 朝也	岐阜大学 教授
副委員長	三井 栄	岐阜大学 教授
	大野 暁彦	名古屋市立大学 准教授
	秋吉 遼子	東海大学 講師
	玉澤 一雄	一般社団法人地方公会計研究センター 理事
	磯谷 均	各務原市 副市長
	伊藤 恭啓	各務原市教育委員会 事務局長

3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



4. 入札参加資格審査

入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを本市が審査し、要件を満たしていない項目があれば失格とする。

5. 入札書類審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを本市が確認する。

(2) 基礎項目審査

入札参加グループの提案内容が、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目の審査基準を満たしているかについて本市が審査を行う。基礎審査項目を満たしている場合は適格とし、満たしていない場合は失格とする。

(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、審査委員会において性能評価として加点項目審査を行う。加点項目審査は、入札参加グループの提案内容について、以下に示す加点審査項目について採点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は最大800点とし、その内訳は「別紙2 加点項目審査の評価基準」に示す。なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとする。

また、その過程において、要求水準を満たしていないことが判明した場合は失格とする。

加点審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	80	配点の割合：最大800点中10.0%
② 設計業務に関する事項	340	〃 42.5%
③ 建設・工事監理業務に関する事項	40	〃 5.0%
④ 維持管理業務に関する事項	80	〃 10.0%
⑤ 運營業務に関する事項	135	〃 16.9%
⑥ 入札者独自の提案に関する事項	125	〃 15.6%
合 計	800	

【採点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査項目に関して特に優れている	配点×1
B	各審査項目に関して優れている	配点×1/2
C	各審査項目に関して優れている点はない (要求水準書と同等の提案内容である)	配点×0 (加点なし)

(4) 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点については、入札書に記載された入札価格で行うものとし、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を200点とする。

なお、入札価格が予定価格を超えていた場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最低の入札価格}}{\text{入札価格}} \times 200$$

(5) 優秀提案の選定

性能評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（加点項目審査：最大800点）} + \text{価格評価点（最大200点）}$$

6. 落札者の決定

本市は、入札書類審査の結果に基づいて審査委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある場合（総合評価点が同点の場合）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。なお、優秀提案が複数ある場合において、性能評価点も同点であった場合については、くじにより落札者を決定する。

別紙1 基礎項目審査の評価基準

基礎審査項目	審査基準	主な対応様式
Ⅰ. 事業計画全般	・実現可能な事業工程となっているとともに、事業条件が満たされていること	・提案書（事業計画全般に関する事項、事業スケジュール）
	・特別目的会社の出資内容が明記され、出資条件が満たされていること	・提案書（事業収支等提案書類）
	・サービス対価の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること	・提案書（事業収支等提案書類、提案価格等提案書類）
	・事業者に義務づけている保険が付保され、必要な費用が収支計画に算入されていること	・提案書（事業計画全般に関する事項、事業収支等提案書類、提案価格等提案書類）
	・資金調達の方法、金額、条件等が明示されていること	・提案書（事業収支等提案書類）
	・収支計画全体の計算に重大な誤り等がないこと	・提案書（事業収支等提案書類）
	・各種収入・発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと	・提案書（事業収支等提案書類、提案価格等提案書類）
	・年度ごとの資金不足がないこと	・提案書（事業収支等提案書類）
Ⅱ. 設計及び建設・工事監理	・要求水準を満たしていること	・提案書（設計業務に関する事項、建設・工事監理業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール）、基礎審査項目チェックシート
Ⅲ. 維持管理	・要求水準を満たしていること	・提案書（維持管理業務に関する事項、事業スケジュール）、基礎審査項目チェックシート
Ⅳ. 運営	・要求水準を満たしていること	・提案書（運営業務に関する事項、事業スケジュール）、基礎審査項目チェックシート
V. 付帯事業（任意）	・付帯事業実施に当たっての基本的考え方について、本体事業の趣旨、目的を踏まえていること。 ・安定的、効果的な運営を行ううえで、適切な事業実施体制、事業計画、資金計画、収支計画が示されていること。 ・付帯事業における事故等の発生を想定し、保険等の適切な備えがなされていること。 ・付帯事業の実施状況について、市が逐次状況を把握できるような仕組みが提案されていること。	・提案書（付帯事業提案書類）

別紙2 加点項目審査の評価基準

加点審査項目		評価の視点	配点	主な対応様式
Ⅰ 事業計画全般に関する事項	(1) 本事業への基本的な考え方		50	入札書類審査に関する提出書類、提案書（事業計画全般に関する事項、事業スケジュール表、事業収支等提案書類、提案価格等提案書類）
		① 目的・基本理念の考え方	20	
		・各務原市スポーツ推進計画、各務原市新総合体育館整備基本構想、各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備基本計画を踏まえ、本事業の目的・整備基本方針に適合した計画になっているか。	(10)	
		・事業の全体計画と整合のとれた、設計・建設・維持管理運営業務の個別計画になっているか。	(10)	
		② 業務遂行体制・セルフモニタリングの考え方	30	
		・事業期間を通して、一貫したデザイン・コンセプトを継続できる業務遂行体制が確立されているか。	(10)	
		・類似の官民連携業務に関する実績を有するなど、成果が期待される人材が配置されているか。	(10)	
		・事業の継続性に資するセルフモニタリング等の提案があるか。	(10)	
		(2) 資金・収支計画	20	
		① 資金調達計画	10	
		・資金計画の安定化方策・事業の安定性確保のための独自提案があるか。	(5)	
		・キャッシュフロー不足への対応策の提案があるか。	(5)	
		② 需要計画及び収支計画（付帯施設を除く）	10	
		・利用者需要予測・利用料金等収支計画が妥当なものとなっているか。	(5)	
		・需要変動又は使用料収入の変動に対する対応が適切に計画されているか。	(5)	
	(3) リスク管理		10	
	① リスク管理方針と対策	・効果的なリスク管理体制の構築、リスク緩和措置が提案されているか。	(5)	
	② 事業継続の方策	・事業継続に資するバックアップ体制、参画企業のモチベーション維持等の方策が提案されているか。	(5)	
小 計			80	10.0%
Ⅱ 設計業務に関する事項	(1) 設計業務全般に係る事項		20	提案書（設計業務に関する事項、計画図面等提案書類）
		・設計業務を円滑に行い、一貫したデザイン・コンセプトを継続できる業務実施体制が確立されているか。	(10)	
		・市及び市民の意向を柔軟に反映するための取組方策があるか。	(10)	
	(2) 意匠計画の考え方		235	
		① 全体配置・ゾーニング・諸室配置・動線計画・景観	25	
		・本事業の目的・整備基本方針を踏まえた全体配置計画となっているか。	(5)	
		・管理・運営段階を視野に入れた施設計画となっているか。	(5)	
		・近隣住民に十分に配慮した配置計画となっているか。	(5)	
		・景観に配慮した提案となっているか。	(5)	
		・周辺環境と一体的であり、市民の日常利用を促すことができる配置計画・ゾーニングになっているか。	(5)	
		② 屋内空間と屋外空間の連携・相乗効果	20	
		・体育館単体、公園単体としての機能に留まらず、これらが一体的に整備されることによる連携効果・相乗効果が十分に発揮される計画となっているか。	(10)	
		・屋内空間と屋外空間を一体的に利用できる具体的な提案となっているか。	(10)	
		③ 日常利用・市民大会等利用	30	
		・中高生やスポーツをしない市民など、誰もが気軽に利用でき、日常的に行きたくするような施設計画となっているか。	(5)	
		・体育館の各諸室の同時利用を考慮した適切な配置計画となっているか。	(5)	
		・様々な利用状況に柔軟に対応可能な動線計画となっているか。	(5)	
		・市民大会等において、大会運営者、大会参加者、応援及び観戦者それぞれの利便性を考慮したした工夫がされているか。	(5)	
		・利用者及び維持管理運営事業者の利便性・効率性を考慮した適切な上下足計画となっているか。	(5)	
		・駐車場の配置や送迎ゾーンの計画において、定期利用者の利便性を考慮したものとなっているか。	(5)	
		④ 大規模イベント・興行等利用	15	
		・大規模イベント・興行時の選手等及び観客動線の分離等を考慮した提案となっているか。	(5)	
		・大規模イベント・興行時において必要となる諸室・機能について、平常時に利用用途のある各諸室等を創意工夫により有効活用する計画となっているか。	(5)	
		・駐車場の配置や送迎ゾーンの計画において、利用者が多い際の混雑を緩和するための工夫がされているか。	(5)	
		⑤ 仕上計画	10	
		・メンテナンス性に優れ、清掃・管理がしやすい仕上計画の提案がされているか。	(5)	
		・健康的な室内環境の確保に関する方策が提案されているか。	(5)	
		⑥ ユニバーサルデザイン	10	
		・年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、幅広い利用者やユニバーサルデザインに配慮した施設計画となっているか。	(5)	
		・親しみやすく認知しやすいサイン計画となっているか。	(5)	
		⑦ 体育館：メインアリーナ、サブアリーナ	20	
		・怪我の防止等、利用者の安全性を重視した計画となっているか。	(5)	
		・各種器具の準備や片付け等が容易となる工夫がされているか。	(5)	
		・観客席の観戦のしやすさやイベント利用における工夫がされているか。	(5)	
		・デザイン、備品選定における工夫がされているか。	(5)	
		⑧ 体育館：武道場（畳）、武道場（板）兼多目的室	20	
		・怪我の防止等、利用者の安全性を重視した計画となっているか。	(5)	
		・武道利用に適した計画となっている一方で、武道以外の様々な利用や活動を想定した工夫がされているか。	(5)	
		・観客スペースの観戦のしやすさやイベント利用における工夫がされているか。	(5)	
		・デザイン、備品選定における工夫がされているか。	(5)	
		⑨ 体育館：トレーニングルーム	10	
		・初めての利用者が使ってみようと感じるデザインや工夫がされているか。	(5)	
		・初級者から中級者向けの施設として、備品選定における工夫がされているか。	(5)	

加 点 審 査 項 目		評 価 の 視 点	配 点	主 対 応 様 式	
	⑩ 体育館：キッズルーム		20		
		・集客力のある魅力的な施設となっているか。	(5)		
		・単体としての機能にとどまらず、体育館及び公園との連携効果・相乗効果が期待される提案がされているか。	(5)		
		・利用者が日常的な運動やスポーツに興味関心を持ち、各種運動教室の利用やスポーツ団体への加入等に繋がるような工夫がされているか。	(5)		
		・事業期間を通して、利用者ニーズの変化に柔軟に対応できる施設計画となっているか。	(5)		
	⑪ 体育館：管理部・共用部		10		
		・デザインや備品選定における工夫がされており、市民の憩いの場になるような計画となっているか。	(5)		
		・小会議室や役員室などの利用率が低いと想定される各諸室について、中高生が気軽に集える場とするなど有効活用する計画となっているか。	(5)		
	⑫ 防災公園：芝生広場・遊戯施設、休養施設		25		
		・ピクニックや各種レクリエーションのほか、様々なイベントが開催可能な十分な広さの広場が確保されており、市民が憩い、集うことのできる魅力的な提案となっているか。	(5)		
		・大型複合遊具やドライ噴水などについて、集客の柱となるような規模のものが提案されているか。また、何度来ても楽しめる魅力的な遊具が提案されているか。	(5)		
		・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが楽しく遊べる遊具等が提案されているか。	(5)		
		・季節や時間帯に関わらず、保護者が安心して子どもを見守り、また、休息することができる配置及び設備の工夫がされているか。	(5)		
		・維持管理のしやすさに配慮した植栽計画となっているか。	(5)		
	⑬ 防災公園：プレイゾーン（臨時駐車場）		20		
		・プレイゾーンとして、様々な用途に柔軟かつ有効に、日常的に活用できる工夫がされているか。また、事業期間を通じて継続的に活用される提案となっているか。	(5)		
		・運営を踏まえて、利用しやすい配置及び設備の工夫がされているか。	(5)		
		・アイデアコンテストにおいて市民から提案された案をできるだけ実現できるよう工夫された計画となっているか。	(5)		
		・臨時的用途である駐車場として、運営事業者等が利用しやすい工夫がされているか。また、安全性が確保されているか。	(5)		
	(3) 周辺環境・地球環境への配慮		20		
		・ランニングコストや環境負荷低減に資する施設計画・設備計画の提案がされているか。	(10)		
		・近隣住宅などの周辺環境に配慮し、光害・騒音等への十分な対策が提案されているか。	(10)		
	(4) 防災安全計画の考え方		30		
	① 災害時等の施設安全性の確保	・避難計画に関する提案が妥当なものとなっているか。災害に対する施設の安全性確保に関する提案がされているか。災害時に対応した設備等に関する提案がされているか。	5		
	② 平時の施設安全性の確保・保安警備の充実	・衝突安全性、落下防止等への配慮がされているか。防犯上有効な照明設備や警備システムに関する提案がされているか。	5		
	③ 安全安心の拠点としての活用		20		
		・災害時に対応した設備等に関する提案があるなど、「災害時活動拠点、避難場所、物資拠点」としての使用に配慮した提案となっているか。	(10)		
		・日常利用の中に溶け込みつつ、市民の防災意識啓発に資する提案がされているか。	(10)		
	(5) 構造計画の考え方		15		
		・部材や構造の工夫により、大空間の確保や意匠性の向上に資する提案がされているか。	(10)		
		・構造体・非構造部材・設備の耐震性確保に関する工夫がされているか。	(5)		
	(6) 設備計画の考え方		20		
	① 更新性・メンテナンス性の配慮	・設備機器の更新・メンテナンス等を考慮した設備計画の提案となっているか。	5		
	② 利便性向上に向けた工夫		15		
		・運用管理の利便性を高める設備計画の提案となっているか。	(5)		
		・各種スポーツに対応できる空調方式及び照明計画に関する提案となっているか。	(5)		
		・その他、利用者の利便性向上につながる設備の提案となっているか。	(5)		
小 計			340	42.5%	
Ⅲ 建設・工事監理業務に関する事項	(1) 建設業務全般に係る事項		10	提案書（建設・工事監理業務等に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表）	
		・廃棄物抑制、リサイクル材利用、CO2発生抑制等、地球環境保全に配慮した建設計画となっているか。	(5)		
		・建設・工事監理業務を円滑に行うための実施体制が確立されているか。	(5)		
	(2) 工程計画		20		
		・着工前の手続から施設引渡しまでのスケジュール計画について、無理なく実効性のある工程が計画されているか。また、不測の事態が生じた場合にスケジュールを遵守するための信頼できる対策等が計画されているか。	(10)		
		・市民の機運醸成に資する計画が盛り込まれているか。	(10)		
	(3) 建設に係る事項		10		
		・建設工事期間中の周辺環境や地域住民・広場公園利用者への配慮がされているか。	(5)		
		・敷地条件を踏まえ、施工中の安全性確保がされているか。	(5)		
小 計			40	5.0%	
Ⅳ 維持管理業務に関する事項	(1) 維持管理業務全般に係る事項		25	提案書（維持管理業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表）	
		・効率的で効果的な維持管理のための基本的な考え方が適切なものとなっているか。	(5)		
		・維持管理業務を円滑に行うための実施体制が確立されているか。	(5)		
		・サービスの質の向上に資するセルフモニタリングの考え方が適切なものとなっているか。	(5)		
		・維持管理コストの低減に向けた具体的な計画が提案されているか。	(5)		
		・体育館、防災公園及び広場公園を包括的に維持管理するにあたっての効率的・効果的な維持管理方法の考え方が適切なものとなっているか。	(5)		
	(2) 課題発生時におけるサポート体制に関する事項	・不具合など早急に対応することが望ましい事案が発生した場合において、機動的に対応が行われる体制が確保されているか。	10		
	(3) 広場公園の維持管理業務に係る事項	・事業開始前の健全度調査の実施と既存施設の管理に関する考え方が適切なものとなっているか。	10		
	(4) 建築物等保守管理業務、建築設備等保守管理業務、什器・備品等保守管理業務、外構等維持管理業務、警備保安業務に係る事項		10		
		・建築物、建築設備、備品、外構等の性能及び状態の維持等に係る方策が提案されているか。	(5)		
		・事故・犯罪・火災・その他の災害等の未然防止に係る提案がされているか。	(5)		
	(5) 環境衛生・清掃業務に係る事項	・実施項目・作業内容・頻度等、具体的な業務計画の提案がされているか。	10		
	(6) 修繕業務に係る事項		15		
		・事業期間終了後を見据えた、効果的かつ具体的な修繕計画が提案されているか。	(10)		
		・機器の進歩に柔軟に対応するための工夫がされているか。	(5)		
小 計			80	10.0%	

加算審査項目		評価の視点	配点	主な対応様式	
Ⅴ 運営業務に関する事項	(1) 運営業務全般に係る事項		65	提案書（運営業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表）	
		① 基本事項			30
			・市民の日常利用促進、利用者満足度向上、安全性確保のための基本的な考え方が適切なものとなっているか。		(5)
			・運営業務を円滑に行うための十分な人員配置、安全安心な実施体制が確立されているか。		(5)
			・サービスの質の向上に資するセルフモニタリングの考え方が適切なものとなっているか。		(5)
			・年齢や性別、障がいの有無に関わらず、あらゆる市民が円滑に利用するための工夫がされているか。		(5)
			・長期的・継続的運営のための考え方が適切なものとなっているか。		(5)
			・体育館、防災公園及び広場公園を包括的に運営するにあたっての効率的・効果的な運営方法の考え方が適切なものとなっているか。		(5)
		② 利便性・魅力向上に向けた工夫			25
			・利用者が円滑に登録及び予約が可能な予約システムが提案されているか。		(5)
			・利用者の利便性を踏まえた、多様な利用料金徴収方法が提案されているか。		(5)
			・窓口における利用手続きに際して、予約システムとの効率的・効果的な連携がされており、利用受付等の利便性向上に関する提案がされているか。		(5)
			・そのほかICT技術などの活用により、利用者のサービス向上にかかる提案がされているか。		(5)
		・ウェブサイトやスマホアプリ、SNS等を通じて、利用者及び未利用者が本施設に関する最新情報を容易に取得でき、また、集客に繋がるような効果的・魅力的な情報発信に関する提案がされているか。	(5)		
		③ 稼働率向上に向けた工夫			10
			・施設全体の稼働率を高めるための具体的な方策が提案されているか。		(5)
			・稼働率が低いと想定される時間帯への対応・諸室の有効活用等の工夫が提案されているか。		(5)
	(2) 開業準備業務に係る事項		10		
		・円滑な開業に向けての具体的な準備内容や誘致活動、スケジュールが提案されているか。	(5)		
		・魅力的な開館式典・内覧会、開館記念イベントの提案がされているか。	(5)		
	(3) 総合管理業務に係る事項		5		
		・年齢や障がいの有無等に関わらず、施設を訪れた幅広い利用者へ施設の案内・最新情報を分かりやすく提供するための工夫がされているか。	(5)		
	(4) 体育館運営業務に係る事項		20		
		・トレーニングルームの利用者に対する安全性確保や効果的な機器の使用方法的案内等について、有資格者など適切な人材配置が計画されているか。	(10)		
		・キッズルームの利用者が日常的な運動やスポーツに興味関心を持ち、各種運動教室の利用やスポーツ団体への加入等に繋がるような提案がされているか。	(10)		
	(5) 防災公園及び広場公園運営業務に係る事項		15		
		・利用者が安全に安心して利用できるよう、プレイゾーンをはじめとした各エリアのルール作り及びその運用について工夫がされているか。	(10)		
		・近隣住民に配慮した運営上の工夫が検討されているか。	(5)		
	(6) 魅力的な運営の継続性に係る事項		20		
		・各機能について、幅広い年代の利用者が繰り返し利用したくなる工夫が具体的に提案されているか。	(5)		
		・賑わい創出に関する工夫が具体的に提案されているか。	(5)		
		・事業期間を通して、サービスを陳腐化させない工夫や、利用者ニーズの変化への対応について、具体的な提案がされているか。	(5)		
		・各種大会主催者（市スポーツ協会など）や日常利用者の要望及び苦情を踏まえて改善策を講じる仕組みを構築し、長期間に渡って利用者目線にたった魅力的な運営を行うための具体的な方策が提案されているか。	(5)		
小 計		135	16.9%		
Ⅵ 入札者独自の提案に関する事項	(1) 自主事業、提案施設及び付帯事業		110	提案書（入札者独自の提案に関する事項、計画図面等提案書類）	
		① 自主事業全般に係る事項			30
			・市民ニーズをとらえた自主事業運営の考え方が適切なものとなっているか。		(5)
			・屋内空間を活用した具体的なプログラム等の提案がされているか。（多世代が楽しむことができるプログラム、子育て支援や健康づくりに資するプログラム等）		(5)
			・屋外空間を活用した具体的なプログラム等の提案がされているか。（多世代が楽しむことができるプログラム、子育て支援や健康づくりに資するプログラム等）		(5)
			・事業者独自のノウハウやアイデアに基づく提案がされているか。		(5)
			・市民利用の促進に繋がる地域向けイベント等の提案がされているか。		(5)
			・本施設の集客力や魅力の向上に資する提案がされているか。		(5)
		② 大規模イベント・興行等の実施に係る事項			20
			・市民に「みるスポーツ」を提供するため、集客力のあるプロスポーツ団体やトップアスリート等を定期的に誘致する具体的な提案がされているか。（市が誘致することのできる県内プロスポーツ団体に関するものは除く。）		(10)
		・その他、体育館・公園を問わず、市民が魅力を感じ、地域の賑わいと経済効果を生み出す大規模イベントに関する提案がされているか。	(10)		
		③ 提案施設全般に係る事項	・本事業の目的に即して本施設の役割を充足する機能等を有するとともに、利便性や魅力向上に資する施設となっているか。		10
		④ 付帯事業全般に係る事項			20
			・本事業の目的に即して本施設の役割を充足する機能等を有するとともに、利便性や魅力向上に資する施設となっているか。		(5)
			・地域活性化、賑わい創出が期待される施設となっているか。		(5)
		・単体としての機能にとどまらず、体育館及び公園との連携効果・相乗効果が期待される提案がされているか。	(10)		
		⑤ 付帯事業の安定性・継続性に係る事項			20
			・利用者予測・収支計画が妥当なものとなっているか。		(5)
			・採算性の観点から、安定的・継続的な運営が期待できる施設となっているか。		(5)
			・市民が気軽に利用できるほか、地元事業者等との関わりや、地場産品の取り扱いがあるなど、長期にわたり地域に根差し、地域に愛される施設となることが期待できる施設となっているか。		(10)
		⑥ 既存施設の活用に係る事項	・広場公園内の既存施設について、より有効な活用や魅力の向上に資する提案がされているか。		10
		(2) 収益還元等			5
			・収益還元についての具体的な考え方及び還元額・還元割合が提案されているか。		(5)
	(3) 市民協働等に係る事項		10		
		・市スポーツ協会など市民と連携した具体的な取り組みや、地域経済、地元雇用への配慮が提案されているか。	(10)		
	小 計		125	15.6%	
	合 計		800		